

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。
 (1) 職員給与費 650,010 千円
 (利益剰余金の処分)
 第 10 条 繰越利益剰余金のうち 109,942 千円は、次のとおり処分するものと定める。
 (1) 減債積立金
 (たな卸資産の購入限度額)
 第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000 千円と定める。

平成 14 年度熊本県有料道路事業会計予算
 (総 則)
 第 1 条 平成 14 年度熊本県有料道路事業会計の予算は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)
 第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。
 (1) 年間通行台数 10,000 台
 (2) 1 日平均通行台数 333 台
 (収益的収入及び支出)
 第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第 1 款 事業収益	1,442,085 千円
第 1 項 営業収益	4,366 千円
第 2 項 営業外収益	1,437,719 千円
支	出
第 1 款 事業費	1,067,875 千円
第 1 項 営業費用	1,059,763 千円
第 2 項 営業外費用	7,112 千円
第 3 項 備 費	1,000 千円
(資本的収入及び支出)	
第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額 1,730,437 千円は、当年度及び過年度分損益勘定留保資金 1,730,437 千円で補てんするものとする。)	
収	入
第 1 款 資本的収入	0 千円
支	出
第 1 款 資本的支出	1,730,437 千円
第 1 項 長期借入金償還金 (一時借入金)	1,730,437 千円
第 5 条 一時借入金の限度額は、10,000 千円と定める。	

平成14年度熊本県工業用水道事業会計予算
(総 則)

第 1 条 平成14年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	31箇所
(2) 年間総給水量	8,826,430 m ³
(3) 一日平均給水量	24,182 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、電気事業会計から1,738千円を借り入れる。

	収 入
第 1 款 事業収益	1,161,530千円
第 1 項 営業収益	739,125千円
第 2 項 営業外収益	422,405千円
	支 出
第 1 款 事業費	1,547,529千円
第 1 項 営業費用	1,085,594千円
第 2 項 営業外費用	454,935千円
第 3 項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額156,977千円は、消費税資本的収支調整額3,525千円並びに当年度及び過年度分損益勘定留保資金153,452千円で補てんするものとする。)

	収 入
第 1 款 資本的収入	796,769千円
第 1 項 長期借入金	423,418千円
第 2 項 補助金	163,831千円
第 3 項 雑収入	175,306千円
第 4 項 工事負担金	12,804千円
第 5 項 受託工事業	21,410千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出

 第 1 款 事業費

 第 1 項 営業費用

 第 2 項 営業外費用

 (他会計からの補助金)

第 7 条 天草下島横断有料道路事業精算のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,437,167千円である。

平成14年度熊本県有料駐車場事業会計予算
(総 則)

第 1 条 平成14年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数	420 台
(2) 年間普通駐車台数	174,000 台
(3) 年間定期駐車台数	4,320 台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第 1 款 事業収益	195,729 千円
第 1 項 営業収益	195,430 千円
第 2 項 営業外収益	299 千円
第 1 款 事業費	119,144 千円
第 1 項 営業費用	100,643 千円
第 2 項 営業外費用	16,501 千円
第 3 項 予 備 費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額197,650千円は、消費税資本的収支調整額12千円、減価準備積立金20,000千円及び建設改良積立金177,638千円で補てんするものとする。)

第 1 款 資本的収入	0 千円
第 1 款 資本的支出	197,650 千円
第 1 項 建設改良費	177,650 千円
第 2 項 長期借入金償還金	20,000 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出	出
第 1 款 事業費	出
第 1 項 営業費用	0 千円
第 2 項 営業外費用	197,650 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	953,746 千円
第 1 項 建設改良費	108,252 千円
第 2 項 企業債償還金	623,603 千円
第 3 項 長期借入金償還金	221,891 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
業務用諸機器リース契約	平成15年度から 平成18年度まで	1,096 千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出	出
第 1 款 事業費	出
第 1 項 営業費用	72,825 千円
第 2 項 営業外費用	(他会計からの補助金)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 72,825 千円
(他会計からの補助金)
511,788 千円である。
(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。